

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- A. 当社は、健康経営に関する取組として、従業員の心身の健康保持・増進を重要な経営課題と位置づけ、健康経営に積極的に取り組んでいます。各種取組を通じて、従業員が安心して働く環境を整え、安定したサービス提供を行うことで取引先との長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。
- B. 当社は、レンタルおしごりおよびリネン類のレンタル・クリーニング事業を通じ、環境負荷低減に取り組んでいます。布おしごりは洗浄・再利用を前提とし、使用後はウエスとして再利用するなど、廃棄物の削減と資源の有効活用を実現し、サプライチェーン全体の持続可能性向上に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、取引先との公正で持続可能な関係構築を目的として、支払いサイトを30日以内とします。また、約束手形の利用廃止に向けて、電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月14日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社 アールエスエス 代表取締役 石川 拓彦
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。